

第十回国会 大蔵委員会 議録 第四十八号

昭和二十六年五月八日(火曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長代理理事 奥村又十郎君

理事 西村 直己君 理事 小山 長規君

理事 田中 繼之助君

川野 芳滿君

清水 逸平君

塚田十一郎君

水田三喜男君

内藤 友明君

今野 武雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君

委員外の出席者

大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行)

局特殊金融課長

専門員 飯田 良一君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

三月三十一日

委員橋本登美三郎君佐藤親弘君高木

松吉君、天野公義君及び川島金次君

辭任につき、その補欠として大上司

君、島村一郎君、塚田十一郎君、宮

崎靖君及び田中繼之進君が議長の指

名で委員に選任された。

五月八日

委員竹村奈良一君辭任につき、その

補欠として今野武雄君が議長の指名

で委員に選任された。

西村直己君及び田中繼之進君が理事

に補欠當選した。

二月二十四日

在外公館等借入金返還促進に関する

請願(守島伍郎君紹介)(第一二九号)

四月二日

公務員の新退職給與制度確立に關する

請願(足鹿覺君紹介)(第一六七二

号)

同(篠田弘作君外一名紹介)(第一七

一七号)

同(岡司安正君外一名紹介)(第一七

一八号)

同(山口六郎次君紹介)(第一七三五

号)

同(小川原政信君紹介)(第一七三六

号)

同(米原利君紹介)(第一七四五号)

同(細田榮藏君紹介)(第一七六二号)

同(青木正君紹介)(第一七六三三三)

資金運用部資金法制定に關する請願

(中川俊思君紹介)(第一六七九号)

同(佐藤親弘君紹介)(第一七八六号)

未復員者給與法の適用範圍擴大に關

する請願(山崎岩男君紹介)(第一七

〇四号)

たばこ小売人の利益率引上げに關す

る請願(森山欽司君紹介)(第一七二

二二号)

未復員者給與法等の改正に關する請

願(小金義昭君紹介)(第一七二三号)

退職金に對する所得税免除の請願

(塩田賀四郎君紹介)(第一七二四号)

同(中川俊思君紹介)(第一七四〇号)

同(塩田賀四郎君紹介)(第一七五二

号)

同(山口武秀君紹介)(第一七六〇号)

同(坂本泰良君紹介)(第一七八五号)

保險事業の監督行政機構整備強化に

關する請願(佐久間徹君紹介)(第一

七三二二号)

旧漁業権に對する補償金の免税に關

する請願(内藤隆君紹介)(第一七五

一七号)

業務用冷蔵庫に對する物品税撤廃の

請願(三宅則義君紹介)(第一七五八

号)

羊革製手袋に對する物品税の免税点

設定に關する請願(天野公義君紹介

(第一七八二二号)

たばこ民営反對の請願(岡司安正君

紹介)(第一七八三三三三)

未復員者給與法による医療給付期間

延長に關する請願(亘四郎君外一名

紹介)(第一七八四四四四)

同月十三日

公務員の新退職給與制度確立に關す

る請願(柳澤義男君紹介)(第一八〇

九号)

同(門脇勝太郎君紹介)(第一八一〇

号)

同(山本利壽君紹介)(第一八二三三三)

同(佐藤昌三君外三名紹介)(第一八

四七号)

同(小高景郎君紹介)(第一八四八八八)

同(多田勇君紹介)(第一八四九九九)

同(田中豊君紹介)(第一八六八八八)

同(福井勇君紹介)(第一八六九九九)

同(山村新治郎君紹介)(第一八七〇

号)

同(福田篤泰君紹介)(第一八七二二二)

同(久野忠治君紹介)(第一八八八八八)

同(中野四郎君紹介)(第一八八九九)

同(川本末治君紹介)(第一九〇三三三)

同(八木一郎君紹介)(第一九〇四四四)

同(千賀康治君紹介)(第一九〇五五五)

同(田中元君紹介)(第一九〇六六六)

同(圓谷光衛君紹介)(第一九〇七七七)

同(小林信一君紹介)(第一九三三三三)

退職金に對する所得税免除の請願

(江前一治君紹介)(第一八一二二二)

同(前田種男君紹介)(第一八三三三三)

同(松澤兼人君紹介)(第一八七九九九)

同(水谷長三郎君紹介)(第一八八〇

号)

同(今澄勇君紹介)(第一八九六六六)

同(江崎一治君紹介)(第一八九七七七)

たばこ民営反對の請願(井上知治君

紹介)(第一八一一三三)

資金運用部資金法制定に關する請願

(松本善壽君紹介)(第一八三三三三)

同(阿左美廣治君紹介)(第一八五二

号)

戦物消費税廃止に伴う損失補償に關

する請願(江崎一治君紹介)(第一八

五三三三)

同(黒田壽男君紹介)(第一八八一一一)

同(竹村奈良一君紹介)(第一八八九

号)

同(逢澤寛君紹介)(第一九五五五五)

社会保険医療報酬に對する所得税減

免に關する請願(外一件(田中元君紹

介)(第一八五四四四)

管財職員に新退職給與制度適用に關

する請願(松澤兼人君紹介)(第一八

七二二二)

一般用工業塩拂下げ價格引下げに關

する請願(小金義昭君外一名紹介)

(第一八八二二二)

貸金業等の取締に關する法律の施行

に伴う損失補償に關する請願(川野

芳滿君外三名紹介)(第一八九五五五)

農業者に對する所得税課税に關する

請願(千賀康治君外一名紹介)(第一

九四〇四)

在外公館等借入金返還促進に關する

請願(中川俊思君紹介)(第一九五八

号)

の審査を本委員会に付託された。

三月三十一日

沖繩、大島諸島生産品に對する關稅

撤廃の陳情書(沖繩連盟本部會長

神山政良外四名)(第四八六六六)

漁業権証券に對する課税免除の陳情

書(仙台市宮城縣議會議長今野貞亮

(第四八七七七)

日本開發銀行設立に關する陳情書

(札幌市南一條西七丁目十一番地北

海道漁業會會長吉田清泰)(第四九

九九号)

未復員者給與法の一部改正に關する

陳情書(出雲市小山町二百三十八番

地山代本之助外四十名)(第五一九

号)

徵稅に關する陳情書(大阪府北区堂

島西町一番地大阪商工會議所會頭杉

道助)(第五二四四)

印紙稅法の一部改正に關する陳情書

(大阪府北区堂島西町一番地大阪商

工會議所會頭杉道助)(第五二五五)

關稅定率法改正に關する陳情書(ビ

ツチョークス懇話會會長伊能泰治

四月六日

引揚者の外地よりの送金拂渡しに關する陳情書（山口県阿武郡彌富村藤村興重）（第五四五号）
關稅定率法の一部改正に關する陳情書（東京都千代田区丸の内三丁目十四番地東京商工会議所会頭高橋龍太郎）（第五九七号）
五月四日
公務員の退職給與金に対する課稅免除の陳情書（東海北陸七県議會議長代表富山縣議會議長高原耕造）（第六一七号）
地方銀行設立に關する陳情書（長野市長野縣議會議長片桐知從）（第六八二号）
を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

理事の互選
小委員會設置に關する件
相互銀行法案（小山長親君外三十一名提出、衆法第四一號）
信用金庫法案（水田三喜男君外二十一名提出、衆法第四三號）
信用金庫法施行法案（水田三喜男君外二十一名提出、衆法第四四號）
○農村委員長代理 これより會議を開きます。

議案の審査に入ります前にちよつとお諮りいたします。実は理事田中藏之進君が去る三月五日、同じく理事西村直己君が同月十日委員辭任に伴い、また理事天野久君が議員辭職に伴いまして、理事が三名欠員となつておりますが、本日は都合により二名だけの補欠選任を行いたいと存じます。慣例によりまして委員長において理事二名の指名をいたすに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○農村委員長代理 御異議がなければ、田中藏之進君並びに西村直己君が去る三月三十一日再び本委員となられましたので、右両君を理事に指名いたします。

○農村委員長代理 次に信用金庫法案及び信用金庫法施行法案の両法案を一括議題といたしまして、まず提出者より提案趣旨の説明を求めます。田中藏之進君。

信用金庫法案

信用金庫法

目次

- 第一章 總則（第一條—第九條）
- 第二章 會員（第十條—第二十一條）
- 第三章 設立及び事業免許の申請（第二十二條—第三十條）
- 第四章 管理（第三十一條—第五十二條）
- 第五章 事業（第五十三條—第五十四條）
- 第六章 經理（第五十五條—第五十七條）
- 第七章 合併及び事業の譲渡又は譲受（第五十八條—第六十二條）
- 第八章 解散及び清算（第六十三條—第六十四條）
- 第九章 登記（第六十五條—第八十五條）
- 第十章 雜則（第八十六條—第八十九條）
- 第十一章 罰則（第九十條—第九十三條）
- 附則
- 第一章 總則

（目的）

第一條 この法律は、國民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。

（人格）
第二條 信用金庫及び信用金庫連合會（以下「金庫」と總稱する。）は、法人とする。

（住所）
第三條 金庫の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（事業免許）
第四條 金庫の事業は、大蔵大臣の免許を受けなければ行ふことができない。
（出資の總額の最低限度）
第五條 信用金庫の出資の總額は、左の各号に定める金額以上でなければならない。

一 東京都の特別区の存する地域又は大蔵大臣の指定する人口五十万以上の市に主たる事務所を有する信用金庫にあつては一千万円
二 前号に規定する信用金庫以外の信用金庫にあつては五百万円

2 信用金庫連合會の出資の總額は、一億円以上でなければならない。
（名称）
第六條 金庫は、その名称中に左の文字を用いなければならない。
一 信用金庫にあつては信用金庫

二 信用金庫連合會にあつては信用金庫連合會

2 この法律によつて設立された金庫以外の者は、その名称中に信用金庫又は信用金庫連合會であることが示すような文字を用いることができない。

3 金庫の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九條から第二十一條まで（商号）の規定を準用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律との關係）
第七條 左の金庫は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用については、同法第二十四條各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

一 信用金庫であつて、會員たる事業者の常時使用する従業員の数が百人をこえないもの
二 前号に規定する信用金庫をもつて組織する信用金庫連合會

（登記）
第八條 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

（監督機關）
第九條 大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、金庫を監督する。

第二章 會員
第十條 信用金庫の會員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。但し、第一号及び第二号に掲げる者にあつては、

は、その常時使用する従業員の数が百人をこえる事業者を除く。

一 その信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者
二 その信用金庫の地区内に事業所を有する者
三 その信用金庫の地区内において勤務に従事する者

2 信用金庫連合會の會員たる資格を有する者は、その連合會の地区の一部を地区とする信用金庫であつて、定款で定めるものとする。

（出資）
第十一條 會員（信用金庫及び信用金庫連合會の會員をいう。以下同じ。）は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資の一口の金額は、均一でなければならない。
3 一會員の出資口数は、出資總口数の百分の十をこえないもの。
4 會員の責任は、その出資額を限度とする。

5 會員は、出資の拂込について、相殺をもつて金庫に對抗することができない。
（議決權）
第十二條 會員は、各々一箇の議決權を有する。

2 會員は、定款の定めるところにより、第四十五條の規定により、あらかじめ通知のあつた事項につき、代理人をもつて議決權を行うことができる。但し、他の會員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決權を行う者は、總會における出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を金庫に差し出さなければならぬ。

(加入)

第十三條 金庫に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき金庫の承諾を得て引受出資口数に應ずる金額の拂込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

第十四條 死亡した会員の相続人で会員たる資格を有するものが、金庫に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前條の規定にかかわらず、相続開始の時に会員となつたものとみなす。この場合においては、相続人たる会員は、被相続人の持分について、その権利義務を承継する。

2 死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(持分の譲渡)

第十五條 会員は、金庫の承諾を得て、会員又は会員たる資格を有する者にその持分を譲渡することができる。

2 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、金庫の承諾を得なければならぬ。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 会員は、持分を共有することができない。

(自由脱退)

第十六條 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退す

ることが出来る。この場合において、その譲渡を受ける者がないときは、会員は、金庫に対し、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを、請求することが出来る。

(法定脱退)

第十七條 会員は、左の事由に因つて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 破産

四 除名

五 持分の全部の喪失

2 除名は、定款の定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることが出来る。この場合においては、金庫は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、且つ、總會において弁明する機会を與えなければならぬ。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

(脱退者の持分の拂戻)

第十八條 会員は、前條第一項第一号から第四号までの規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することが出来る。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における金庫の財産によつて定める。

(時効)

第十九條 前條第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行

わないときは、時効に因つて消滅する。

(拂戻の停止)

第二十條 金庫は、脱退した会員が金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の拂戻を停止することが出来る。

(金庫の持分取得の禁止)

第二十一條 金庫は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。但し、金庫が権利を行使するため必要がある場合又は第十六條の規定により譲り受ける場合においては、この限りでない。

2 金庫が前項但書の規定によつて会員の持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

第三章 設立及び事業免許の申請

(発起人)

第二十二條 信用金庫を設立するには、その会員にならうとする七人以上の者が発起人となることを要する。

2 信用金庫連合会を設立するには、その会員にならうとする十五以上の信用金庫が発起人となることを要する。

(定款)

第二十三條 発起人は、金庫の定款を作成し、これに署名しなければならない。

2 前項の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区

四 事務所の名称及び所在地

五 会員たる資格に関する規定

六 会員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額並びにその拂込の時期及び方法

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金の積立の方法

十 役員の数及びその選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

十三 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、この期間又は事由

3 金庫の定款については、商法第百六十七條(定款の認証)の規定を準用する。

(創立總會)

第二十四條 発起人は、定款作成後、会員にならうとする者を募り、定款を會議の日時及び場所とともに公告して創立總會を開かなければならない。

2 前項の公告は、會議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の確定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

4 創立總會においては前項の定款を修正することが出来る。但し、地区及び会員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立總會の議事は、会員たる資格を有する者でその会日までに出た発起人に対し設立の同意を申し出た

ものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。

6 創立總會については、第十二條並びに商法第二百三十九條第四項、第二百四十條(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四條(株主總會の議事録)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(株主總會の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第二百四十三條」とあるのは「信用金庫法第四十八條」と読み替へるものとする。

(理事への事務引継)

第二十五條 発起人は創立總會終了後、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(出資の拂込)

第二十六條 理事は、前條の規定による引継を受けたときは、遅滞なく、出資の金額の拂込をさせなければならない。

(成立の時効)

第二十七條 金庫は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)

第二十八條 金庫の設立については、商法第四百二十八條(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

(事業免許の申請)

第二十九條 金庫は、第四條の規定による事業の免許を受けようとするときは、申請書に左の各号に掲げる書類を添附して、大蔵大臣に提出しなければならない。

一 理由書 二 定款 三 業務方法書（その記載事項は、預金、為替取引その他の業務の種類並びに預金利息及び貸付利息の計算その他の業務の方法とする。） 四 事業計画書（その記載事項は、金庫の事業開始後三事業年度における取引及び收支の予想とする。） 五 創立総会の議事録 六 会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書面 七 登記簿の謄本 八 最近の日計表 九 役員の名簿 十 事務所の位置に関する書面 （事業開始の届出及び免許の失効） 第三十條 金庫が事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。 2 金庫が、事業の免許を受けた日から六月以内に、事業を開始しないときは、その免許は効力を失う。 3 やむをえない事由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けた場合においては、前項の規定を適用しない。 第四章 管理 （大蔵大臣の認可） 第三十一條 金庫は、左の場合において、大蔵大臣の認可を受けなければならない。 一 定款を変更しようとするとき。 二 業務の種類又は方法を変更しようとするとき。	三 事務所の位置を変更しようとするとき。 （役員） 第三十二條 金庫に、役員として理事及び監事を置く。 2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。 3 役員は、総会の議決によつて、会員又は会員たる法人の業務を執行する役員のうちから選任する。但し、設立当初の役員は、創立総会の議決によつて、会員にならうとする者又は会員にならうとする法人の業務を執行する役員のうちから選任する。 4 信用金庫連合会にあつては、前項の規定にかかわらず、会員たる信用金庫の業務を執行する役員以外の者のうちから選任することが出来る。但し、その数は、役員の定数の五分の一をこえてはならない。 （兼職又は兼業の制限） 第三十三條 金庫の常務に従事する役員及び支配人その他の職員は、他の金庫若しくは会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。但し、大蔵大臣の認可を受けたときは、この限りでない。 2 監事は、理事又は支配人その他の職員と兼ねてはならない。 （役員任期） 第三十四條 役員任期は、二年とする。但し、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。 2 補欠役員の任期は、前項の規定	にかかわらず、前任者の残任期間とする。 3 設立当初の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。 （理事の自己契約等の禁止） 第三十五條 金庫が理事と契約するときは、監事が金庫を代表する。金庫と理事との訴訟についても、また同様とする。 （定款その他の書類の備付及び閲覧） 第三十六條 理事は、定款及び総会の議事録を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。 2 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所又は居所 二 加入の年月日 三 出資の口数及び金額並びにその拂込の年月日 3 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。 （決算関係書類の提出、備付及び閲覧） 第三十七條 理事は、通常総会の会日の七日前までに、業務報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを中心たる事務所に備えて置かなければならない。	ればならない。 2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。 3 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。 （役員解任） 第三十八條 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。 2 前項の規定による解任の請求は、理事の公員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。 3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出しなければならない。 4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、金庫は、その請求を総会の議に附し、且つ、総会の会日の七日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。 5 第四十三條第二項及び第四十四條の規定は、前項の場合に準用する。	（民法及び商法の準用） 第三十九條 理事及び監事については、商法第二百五十四條第二項（取締役と会社との関係）、第二百五十八條第一項（取締役の退任の場合の処置）、第二百六十六條（取締役の責任）、第二百六十七條（取締役に対する訴）及び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條（代理権の委任）及び商法第二百六十條から第二百六十二條まで（取締役の業務の執行及び会社代表）の規定を、監事については、商法第二百七十四條（報告を求め調査をする権限）及び第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四條中「前條第二項」とあるのは「信用金庫法第三十七條第二項」と読み替へるものとする。 （支配人） 第四十條 金庫は、支配人を置くことができる。 2 支配人については、商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條（支配人の規定を準用する。）（支配人の解任） 第四十一條 会員は、総会員の十分の一以上の連署をもつて、理事に対し、支配人の解任を請求することができる。 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。 3 第一項の規定による請求があつ
---	---	--	---	---

たときは、理事は、その支配人の解任の可否を決しなければならぬ。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その支配人に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならぬ。

(通商總會の招集)

第四十二條 理事は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

(臨時總會の招集)

第四十三條 理事は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも、臨時總會を招集することができる。

2 會員が總會の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、總會の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時總會を招集しなければならない。

(總會招集の手續の代行)

第四十四條 理事の職務を行う者がなく、又は前條第二項の請求があつた場合において理事が正当な事由がないのに總會招集の手續をしないときは、監事は、總會を招集しなければならない。

(總會招集の手續)

第四十五條 總會の招集は、会日の七日前までに、會議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第四十六條 金庫の會員に対してする通知又は催告は、會員名簿に記載したその者の住所又は居所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を金庫に通知したときは、その場所）にあてれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(總會の議事)

第四十七條 總會の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

2 總會においては、第四十五條の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(特別の決議)

第四十八條 左の事項については、總會の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 1 定款の変更
- 2 解散又は合併
- 3 會員の除名
- 4 事業の全部の譲渡

(商法の準用)

第四十九條 總會については、商法第二百三十九條第四項、第二百四十條（特別利害關係人の議決権）、第二百四十四條（株主總會の議事録）及び第二百四十七條から第二百五十三條まで（株主總會の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十

三條」とあるのは、信用金庫法第四十八條」と読み替へるものとす。

(總代会)

第五十條 金庫は、定款の定めるところにより、總會に代るべき總代会を設けることができる。

2 總代会は、定款の定めるところにより、會員のうちから公平に選任されなければならない。

3 總代会の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

4 總代会については、總會に関する規定を準用する。

5 總代会においては、金庫の解散、合併及び事業の全部の譲渡について議決することができない。

(出資一口の金額の減少)

第五十一條 理事は、總會において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 金庫は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、預金者以外の知れてる債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第五十二條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託

業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

3 金庫の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

第五章 事業

(信用金庫の事業)

第五十三條 信用金庫は、左の業務及びこれに附随する業務を行うことができる。

- 1 預金又は定期積金の受入
- 2 資金の貸付（會員以外の者に對する貸付については、その預金又は定期積立金を担保とする場合に限る。）
- 3 會員のためにする手形の割引
- 4 會員のためにする内國為替取引
- 5 會員のためにする有価証券、貴金屬その他の物品の保護預り
- 6 國民金融公庫その他の大蔵大臣の指定する者の業務の代理

2 信用金庫は、前條第四号に規定する業務を行うときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(信用金庫連合会の事業)

第五十四條 信用金庫連合会は、會員のために左の業務及びこれに附随する業務を行うことができる。

- 1 會員の預金の受入
- 2 會員に對する資金の貸付及び手形の割引
- 3 内國為替取引
- 4 有価証券の保護預り

2 信用金庫連合会は、前條第一号及び第二号に規定する業務の外、國、地方公共団体その他營利を目的としない法人から預金を受け入れ、又は大蔵大臣の認可を受けて會員以外の者に対して貸付をすることができ。

第六章 經理

(事業年度)

第五十五條 金庫の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(法定準備金)

第五十六條 金庫は、出資の總額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の百分の十に相當する金額以上の金額を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(剰余金の配当)

第五十七條 金庫は、損失をてん補し、前條の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、會員の金庫の事業の利用分又は出資額に應じてしなければならない。

3 出資額に應じてする剰余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

第七章 合併及び事業の譲渡

又は譲受

(合併、事業の譲渡又は譲受)

第五十八條 金庫は、總會の議決を経て、他の金庫と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を銀行若しくは他の金庫に譲り渡すことができる。

2 金庫は、總會の議決を経て、他

の金庫又は信用協同組合の事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

3 前二項の合併又は事業の譲渡若しくは譲受については、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 第一項及び第二項の合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受については、第五十一條及び第五十二條の規定を準用する。

第五十九條 合併に因つて金庫を設立するには、各金庫がそれぞれ總會において会員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員は、合併しようとする金庫の会員又は会員たる法人の業務を執行する役員のうちから選任するものとし、その任期は、最初の通常總會の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第四十八條の規定を準用する。

(合併の効果)

第六十條 金庫の合併は、合併後存続する金庫又は合併に因つて成立する金庫が、その主たる事務所の所在地において、第七十一條に規定する登記をすることによってその効力を生ずる。

2 合併後存続する金庫又は合併に因つて成立した金庫は、合併に因つて消滅した金庫の権利義務を承継する。

(商法等の準用)

第六十一條 金庫の合併については、商法第四條から第四十一條

まで(合名会社の合併の無効)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定の規定)を準用する。

(事業の全部の譲渡)

第六十二條 金庫がその事業の全部の譲渡をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 前項の公告があつたときは、同項の金庫の貸付金の債務者に対して民法第四百六十七條(指名債権譲渡の対抗要件)の規定による確定日附のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

第八章 解散及び清算

(解散の事由)

第六十三條 金庫は、左の事由に因つて解散する。

一 總會の決議

二 合併

三 破産

四 定款で定める存続期間の満了

又は解散事由の発生

五 事業の全部の譲渡

六 事業免許の取消

(商法等の準用)

第六十四條 金庫の解散及び清算については、商法第六十六條、第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十八條、第二百二十九條、第三百一十一條、第四百十七條から第四百二十四條まで、第四百二十六條及び第四百二十七條(合名会社及び株式会社)の清算並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六

條、第三十七條ノ二、第三百三十六條、第三百三十七條から第三百三十八條まで及び第三百三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、金庫の清算人については、第三十五條から第三十七條まで、第四十二條から第四十四條まで並びに商法第二百四十七條(決議の取消)、第二百五十四條第二項(取締役と会社との関係)、第二百六十六條(取締役の責任)、第二百六十七條(取締役に対する訴)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「信用金庫法第六十四條において準用する同法第三十七條第二項」と読み替へるものとする。

第九章 登記

(設立の登記)

第六十五條 金庫は、第二十六條の規定による出資の拂込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所

五 出資の一口の金額、総口数及び総額

六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

七 役員の名及び住所

八 金庫を代表しない理事がある

ときは、金庫を代表すべき理事の氏名
九 数人の理事が共同し、又は理事が支配人と共同して金庫を代表すべきことを定めたときは、その規定

十 公告の方法

3 金庫は、設立の登記をした日から二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第六十六條 金庫の設立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第六十七條 金庫が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第六十五條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第六十八條 前二條に規定するものの外、第六十五條第二項の事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に變更の登記をしなければならない。

2 第六十五條第二項第五号の事項中出資の総口数及び総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすれば足りる。

(支配人の登記)

第六十九條 金庫が支配人を選任したときは、二週間以内にこれを置いた事務所の所在地において、支配人の氏名及び住所、支配人を置いた事務所並びに数人の支配人が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の變更及び支配人の代理権の消滅についても、また同様とする。

(解散の登記)

第七十條 金庫が解散したときは、合併及び破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の場合における登記)

第七十一條 金庫が合併するとき、合併に必要な行為を終つてから、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する金庫については変更の登記、合併に因つて消滅する金庫については解散の登記、合併に因つて成立する金庫については第六十五條第二項の事項の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第七十二條 清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第六十八條第一項の規定を準用する。

(清算終了の登記)

第七十三條 金庫の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第七十四條 金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、信用金庫登記簿及び信用金庫連合会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第七十五條 金庫の設立の登記は、役員全員の前記の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款、役員たることを証する書面並びに出資の総口数及び第二十六條の規定による出資の拂込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3 合併に因る金庫の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第五十八條第四項において準用する第五十一條第二項の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときは、これに對し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

第七十六條 第六十五條第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。

(事務所の新設、移転及び変更の登記の申請)

第七十七條 金庫の事務所の新設又は移転その他第六十五條第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、事務所の新設又は移転その他登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(出資一口の金額の減少又は金庫の合併に因る変更の登記の申請書)

3 出資一口の金額の減少又は金庫の合併に因る変更の登記の申請書には、前項の書面の外、第五十一條第二項(第五十八條第四項において準用する場合を含む)の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債

権者があつたときは、これに對し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(支配人の登記の申請)

第七十八條 第六十九條の規定による登記は、理事の申請によつてする。

(前項の登記のうち、支配人の選任の登記の申請書には、支配人の選任を証する書面及び数人の支配人が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書には、その事項を証する書面を添附しなければならない。)

(解散の登記の申請)

第七十九條 第七十條の規定による解散の登記は、清算人の申請によつてする。

(前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。)

(清算人の登記の申請)

第八十條 第七十一條の規定による解散の登記は、合併に因つて消滅する金庫の理事の申請によつてする。

(清算終了の登記の申請)

第八十一條 第七十二條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

(前項の申請については、第七十五條第三項及び前條第二項の規定を準用する。)

(清算人の登記の申請)

第八十二條 第七十三條の規定による清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

更を証する書面を添附しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第八十三條 金庫の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は總會の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合の登記については、非訟事件手続法第三百三十五條ノ六(裁判による会社の設立無効の登記)の規定を準用する。

(登記事項の公告)

第八十四條 登記した事項は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所において、遅滞なく、公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第八十五條 金庫の登記については、非訟事件手続法第三百三十九條ノ二、第四百四十一條から第四百五十一條ノ六まで及び第四百五十四條から第四百五十七條まで(商業登記の通則)の規定を準用する。

(実施規定)

第八十六條 大蔵大臣は、この法律による免許又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出その他に關しこの法律を

実施するため必要な手続を定めることができる。

(認可事項実行の届出及び認可の失効)

第八十七條 金庫が、この法律の規定による認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は効力を失ふ。)

(第三十條第三項の規定は、前項の場合に準用する。)

(権限の一部の代行)

第八十八條 大蔵大臣は、この法律による権限の一部を地方支分部局の長に行わせることができる。

(銀行法の準用)

第八十九條 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第十條(業務報告書)、第十二條(監査書)、第十八條から第二十六條まで、第二十七條第二項及び第二十八條から第三十一條まで(休日及び休業、拂戻の停止、大蔵大臣及び裁判所の監督権限等)の規定は、金庫について準用する。

(罰則)

第九十條 左の各号の一に該當する場合においては、その違反行為をした金庫の役員、支配人その他の職員を一年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(第四條の規定に違反したとき。)

一 第四條の規定に違反したとき。

二 第八十九條において準用する銀行法（以下本條及び第九十一條中「銀行法」という。）第十條の規定による業務報告書又は銀行法第十二條の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうとしたとき。

六 第三十一條の規定に違反したとき。

七 第三十三條の規定に違反したとき。

八 第三十六條又は第三十七條（第六十四條において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当の理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

十四 第五十六條又は第五十七條の規定に違反したとき。

十五 第五十八條第三項の規定に違反して合併又は事業の譲渡若しくは譲受をしたとき。

十六 第六十四條において準用する商法第三百一十一條の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

十七 第六十四條において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

十八 銀行法第十二條に規定する監査書を備えて置かず、又は銀行法第二十條の規定により大蔵大臣に提出しなければならない書類帳簿の提出を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十九 銀行法第二十二條、第二十三條、第二十六條又は第二十九條の規定により大蔵大臣又は裁判所のした命令に違反したとき。

第九十二條 第六條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第九十三條 金庫の役員、支配人その他の職員がその金庫の業務に関して第九十條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その金庫に対しても、同條の罰金刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三 銀行法第二十一條の規定による検査に際し、帳簿書類の隠ぺい、不実の申立その他の方法により検査を妨げたとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

号)による信用金庫と、中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、信用金庫法による信用金庫連合会となることができ

2 前項の規定により信用金庫又は信用金庫連合会(以下「金庫」と総称する)となる場合において、その組合の定款、組織その他の事項が信用金庫法又はこれに基く命令の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならぬ。

3 第一項の規定により金庫となる場合においては、当該組合の役員又は総代は、引き続き金庫のこれに相当する役員又は総代となるものとし、その任期は、組合の役員又は総代の任期期間とする。但し、その残任期間がその金庫の役員又は総代の任期をこえるときは、当該任期とする。

4 第一項の規定により信用金庫となるものについては、昭和二十七年九月三十日までは、信用金庫法第五條第一項第一号中「一千万円」とあるのは「七百万円」と、第二号中「五百万円」とあるのは「三百万円」と読み替へるものとする。

第四條 前條第一項の規定による金庫への組織変更は、同條同項の期間内に、金庫の主たる事務所の所在地において、信用金庫法第六十五條第二項の事項を登記すること

2 前項の登記については、信用金庫法第六十五條第三項、第七十四條第一項、第七十五條第一項及び

第二項並びに第七十六條の規定を準用する。

3 第一項の登記の申請書には、その組合の主たる事務所の所在地で登記する場合を除いて、その組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。

4 組合の主たる事務所の所在地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職権で、その組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

5 組合の主たる事務所の所在地以外の地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、その組合の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

6 第四項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

7 登記官吏は、第四項(前項において準用する場合を含む)の手續をしたときは、その組合の従たる事務所の所在地を管轄する登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

8 第四項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

(貸付の継続)

(財産承継の場合の金融機関再建整備法の適用)

第六條 組合の財産を承継した金庫は、金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)第三十七條の八第一項(調整勘定及び第四十二條の二から第四十二條の五まで(退職金)の規定の適用)については、これらの規定の定める譲渡金融機関からその事業の全部又は一部の譲渡を受けた金融機関とみなす。

(金庫とならない組合に対する経過措置)

第七條 第二條の組合であつて同條の期間内に金庫とならないものについては、改正前の協同組合による金融事業に関する法律の規定(同法第六條において準用する銀行法及び貯蓄銀行法の規定を含む。以下同じ)によつてなされた免許、認可、届出、命令、処分その他の行為は、第二條の期間満了の日において命令により特別の定めをなすものを除く外、改正後の協同組合による金融事業に関する法律の規定によりなされたものとみなす。

(法人税法の改正)

第八條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「市街地信用組合」を「信用金庫、信用金庫連合会」に改める。

(登録税法の改正)

第十九條第七号中「市街地信用組合」を「信用金庫、信用金庫連合会」に、「市街地信用組合法」を「信用金庫法」に改める。

(印紙税法の改正)

第十條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ六ノ二の次に次の一号を加へる。

六ノ六ノ三 信用金庫又は信用金庫連合会ノ発スル出資証券、預金通帳、積金通帳又は積金証券

同條第九号ノ二の次に次の一号を加へ、第九号ノ三を第九号ノ四とする。

九ノ三 信用金庫又は信用金庫連合会ノ発スル預金証券ニシテ其ノ記載金額千円未満ノモノ

(地方税法の改正)

第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百四十六條第三項第四号を次のように改める。

四 信用金庫、信用金庫連合会及び市街地信用組合

(事業者団体法の改正)

第十二條 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「ワ 削除」を「信用金庫法(昭和二十六年法律第 号)に改める。

(金融機関整理法(緊急措置法)の改正)

第十三條 金融機関整理法(昭和二十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

業会、」の下に「信用金庫、信用金庫連合会、」を加へる。

(臨時金利調整法の改正)

第十四條 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「漁業会、」の下に「信用金庫、信用金庫連合会、」を加へる。

(日本銀行法の改正)

第十五條 日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條ノ三第七号中「商工組合中央金庫」の下に「信用金庫、信用金庫連合会」を加へる。

(国民貯蓄組合法の改正)

第十六條 国民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号の次に次の一号を加へる。

三ノ二 信用金庫ノ預金又ハ定期積金

第四條第一項中「農業協同組合貯金、」の下に「信用金庫預金、」を加へる。

(商工組合中央金庫法の改正)

第十七條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「又ハ銀行」を「信用金庫又ハ銀行」に改める。

同條第二項中「市街地信用組合」を「信用金庫」に改める。

(割増金附貯蓄の取扱に関する法律の改正)

第十八條 割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百

四十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「市街地信用組合を信用金庫」に改める。

(中小企業信用保険法の改正)

第十九條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「商工組合中央金庫」の下に「信用金庫」を加える。

(貸金業等の取締に関する法律の改正)

第二十條 貸金業等の取締に関する法律(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「市街地信用組合を信用金庫、信用金庫連合会」に改める。

(経済関係罰則の整備に関する法律の改正)

第二十一條 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号中第十九号の次に次の一号を加える。

十九ノ二 信用金庫法ニ依ル信用金庫及信用金庫連合会

(大蔵省設置法の改正)

第二十二條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第十号中「信用協同組合(連合会を含む)」を免許し、「信用金庫及び信用金庫連合会の事業を免許し、信用金庫」に改める。

(罰則の経過規定)

第二十三條 この法律施行前(この法律施行の際現に存する組合については、第二條に規定する期間の経過前)にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後(この法律施行の際現に存する組合については、同條に規定する期間の経過後)でも、なお従前の例による。

(経過規定の委任)

第二十四條 第二條から第七條までに定めるものの外、この法律の施行に伴い特別の経過措置を必要とするときは、政令で定める。

附 則

この法律は、信用金庫法施行の日から施行する。

○田中(總)委員 ただいま議題となりました信用金庫法案及び信用金庫法施行法案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

最近、中小企業金融はとくにその重要性を増加しつつあり、信用協同組合は、中小企業者に対する金融機関として目ざましい活動を示しておるのであり、信用協同組合の根拠法である中小企業等協同組合法は、一般の事業協同組合と信用協同組合とをともに自由放任的色彩をもつて律しておる、金融機関としての組織監督等に関し、ほとんど配慮せられていない現状にあるのであります。よつてこの信用協同組合のほかに、同じく出資組織による信用金庫の制度を設けて、中小金融機関としての体系を確立し、その活動を促進することにより、国民大衆のために金融の円滑をはかり、あわ

せてその貯蓄の増強に資するにとともに、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期し、信用の維持と預金者等の保護に資するため、信用金庫法を制定するとともに、信用金庫法施行法を制定して、現在の信用協同組合のうち適格なものについては信用金庫に転換せしめ、他方転換しないものの監督について所要の改正を加えることが必要となつたのであります。

以上の趣旨によりまして本法律案を提案した次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○奥村委員長代理 次に相互銀行法案を議題といたしまして、質疑を継続いたします。

○田中(總)委員 各党共同提案になつておりますがただいま私小委員になつておりましたので、小委員長に、二点お伺いしたいと思つております。

相互銀行法案は、言うまでもなく現在既存の無盡会社を金融機関として、さらに前進せしめた態勢に持つて行こうというわけの法律であります。その意味から既存の無盡会社が、この法律案が成立いたしましたときには、法律案が具備したもので相互銀行になるというところは、当然考えられることであるが、今後無盡会社といふものがふえて行く傾向にあると必ずしも考えられないので、そういう場合に無盡会社をつくつて、それが段階的に相互銀行に発展して行くというような形をとるよりは、むしろ私は最初から相互銀行としての条件を具備したものは、新しくこの法律によつて設立を認められる。こういう形にした方がむ

しろいいのじやないかと思つて、提案者の方でそういう点はお考えになつて、この立案せられた当時において、今後新しくできて来るものは、いきなり相互銀行といふこの法律に準拠したものを持つて行くつもりでありますか。あるいは階梯として、いわゆる無盡会社としての法律が現存しておるのでありますから、一応無盡会社としてこしらへたものが、さらに条件が進んだ場合に相互銀行になる、こういう段階的に進ませるお考えであるか。その点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思つております。

○小山委員 お答えいたします。この法律案が通過いたしましたあかつきに、おきましては、無盡法の現在の無盡会社といふものは、今後はできないことに相なります。しこうしてただけの物品無盡だけでありまして、金融業務を営む無盡会社といふものは今後できません。従つて新しく相互銀行にしたいという方々は、相互銀行法に定めるところの適格条件を備えて申請をする。それに対して大蔵大臣が認可をする。こういう形に相なるのであります。段階的にまず無盡会社、それから相互銀行という形はとらないのであります。

○田中(總)委員 それでその間の事情がわかつたのであります。そこで無盡法がこの法律の実施とともになくなるわけでありまして、新しく無盡会社といふものができなくなるわけでありまして。ここで私、むしろ大蔵省の關係官からお聞かせを願いたいと思つております。最近私の手元——これはもうすでに一年くらい前の問題になろうかと思つていただけますが、い

ゆる戦後焼出したました殖産会社、こういうものが整理せられて、殖産無盡に全国で数社設立を認められたわけでありまして。これらの殖産無盡として無盡法による認可をもらへなかつたところの殖産会社の整理問題が、現在まだ残されておると思つておりますが、もちろん金融法によるいわゆる貸金業として残つておるものは別として、それ以外のものは現在整理の段階にあるのであります。将来そういうものの中から相互銀行に引上げられるような条件のものが、現在残つております。しこうかといふ点と、それからいわゆる殖産会社が殖産無盡に統合ないし統合されないものが、現在整理の段階にありますが、それは現在整理が順調に行つておるのであります。しこうか。これらの点についてはむしろ大蔵省の方からお答え願いたい。

○飯田説明員 お答えいたします。問題は、一つは殖産会社の今後の問題についてのお話のように承りました。殖産会社、いわば当時非合法と認められましたが会社につきまして、その後優秀といふか、内容の堅実なものにつきまして、しかも将来の見通しが確実であると思われものについて、十数社に免許を當時與えたことはお話の通りでございます。しかしながらもちろん全国に数百ありましたいわゆる殖産会社の全部に及ぶことはでき得なかつたわけでありまして。従いまして、これに關して現在残存しておるものが存在することは事実なのであります。ただ當時いたしまして厳重審査をいたしました結果、適格性のあるものについて無盡法による免許を與えたのであ

ります。従いまして残存するものにつ
きましては、いわば金融機関として營
業を続けることは好ましくないと申し
ますか、不適格という判断が行われた
わけでありまして、従いまして当時と同
じような状態のまま、かりに相互銀行
法による新銀行の設立の申請がありま
した場合には、そのままで
は免許は困難かというふうに存じてお
ります。

それから第二点でございますが、残
つた殖産会社の整理が順調に行われて
いるかどうかという問題でございます。
当時無盡業法の免許を與えるにつ
きまして審査をした際に、内容が必ず
しも良好でないというふうな関係が
あるものであります。従つてその当時か
ら内容的には芳ばしくないということ
は事実なのであります。従いまして
そのまま整理におきまして、順調に
整理が行われているというのでもござ
いませうけれども、中には順調に行われ
ないという関係にあるものもございま
す。しかしながら、この際これは正式で
ございませうけれども、免許を與えら
れた無盡会社の方から、適当な意味の
援助を與えるというふうなことにより
まして、整理の促進方ということは、
いわば何と言いますか、黙認というふ
うな形で、その整理をなるべく順調に
するようというところは認めておるわ
けであります。いかんせん元來が内容
的に思わしくないという状態で、相当
困難を來しておるものもあるというこ
とは事実であります。

○田中(總)委員 殖産会社の善意の預
金者といひますか、出資者の保護の問
題は、殖産無盡に一つの規律を與える

ときに非常に問題になつたところ
あります。私はそういう意味で、も
ちろんはつきりした法的な根拠がある
わけではないと思ひますが、こういう
純真な大衆預金者を保護するという意
味合いにおいて、やはり成規の金融機
関に大衆が準拠して、預金その他の金
融の利用ができるような方向へ、一般
的に関心を高めて行く必要があるうか
と思ひますので、そういう点を大蔵省
で十分今後適切な、内面的な指導で
けつこうです。やつていただきます
という希望を申し上げておきます。

なおこの機会に、先ほど相互銀行法
案の小山小委員長からのお話があつた
わけでありまして、金融機関としての
無盡会社というものが、相互銀行法案
がござますならば、今後はなくなる
のであります。物品無盡が残るとい
うことを言われた。私もその傾向が現
在非常に出ておることは十分承知して
おるのであります。これは大蔵省に対
して一種の警告的なものになるわけ
ですが、物品無盡の形では、実は実質上は
前の殖産会社的な金融をやるものが相
当全国で見受けられます。これは私の
郷里の和歌山県等においてもありま
す。そういう関係からいたしまして、
ほとんど一箇月のうちに数回そういう
物品無盡関係から来る一種の詐欺的
な行為、そういうトラブルが起つて、司
直の手を煩はしておることをたび々
見受けます。この点今度は金融機関と
しての無盡会社は、條件を具備してお
るものが相互銀行というところで、前
述する体制になるわけですが、残された
物品無盡が、そういう形で実質的には
やはり一種の金融機関的な機能を持
つたものが、最近またふえる傾向にあり

ますので、この点直接大蔵省の所管で
はないけれども、大蔵省の取締りとい
うか法規があるわけでありまして、そ
ういふ点に照して、善意の預金者なり
あるいは無盡加入者が不測の損害を受
けないような面も、これはある意味か
ら言へば、金融関係の一般的な意識水
準を引上げる面における一種の教育活
動的なものになるかと思ひます。その
で、私はただ単に大蔵省の銀行局が、
金融機関の監督なりそういう面をやる
だけでなく、やはり金融に対する正し
い認識を国民大衆に理解せしめること
によつて、金融機関の健全なる発達
と、大衆が最も必要としてゐる金融
と、的確迅速に調達の目的が達せられ
るという面における指導を強化してい
ただきたいというわけで、この物品無
盡に對します大蔵省の内面的な査察
を十分にやられまするとともに、それ
が金融機関の性格を持つておる場合に
は、それらの法規によつて大衆預金
者を保護するといふ建前において、適
切な措置をとつてもらいたい。これは
私の希望意見であります。大蔵省の
注意を喚起しておきたいと思ひます。

○富田委員 私は提案者の一人なの
で、二、三疑問の点がありますので、
警告がらひとつお話を申し上げたい
と思ひます。

まず第一に、この相互銀行の内容
は、一般銀行とさほど相違はないよう
な状態でありまして、抽籤制度がなく
なるかわりに、給付契約というものが
あります。この給付契約に拘束を受け
ないことが、内容としてはいろいろな
條件をつけられますので、貸すか貸さ
ぬかという場合には、本人の信用状態

なり、あるいは本人の経営のまじめ
さ、こういうふうないろいろの條件を
審査した上でなければ、金を貸さない
というふうになりますので、私はこの
法の全体を見る場合には、元の不動産
貯蓄銀行のようなああいうニコニコ貯
蓄制度と、何らかわらないような内容
になつておりました。旧來の無盡の内
容を有するものが少し進歩したもの
になりまして、今後運営についても銀行
らしい経営をしなければならぬので
ないか。そういう意味合いにおいて
は銀行協会の方からも、これは本来無
盡業者だから、無盡らしい経営をしな
ければならぬといふ忠告もあつた
が、先ほど言つたように、内容はほと
んど一般の銀行とそうかわらないよう
な性質を有しておりますので、その点
について今後十分経営に注意をしない
と、間違ひが起るといふ欠点がありま
す。

それからまた第二点としては、店舗
の改造に相当金がかかる。今まで無盡
会社であれば、裏通りでもさしつかえ
なかつたものが、銀行らしい経営をす
るといふことになる、やはり大通り
へ出て経営をする。銀行らしくカウ
ンターなども置いて経営しようといふこ
とになれば、相当経費もかさんで来る
ので、せつかくできた親心の中小金融
機関が、そういう設備の方にあまり金
をかけられてしまつと、経営上非常に
うまく行かないような状態になると思
うのであります。この点今後十分運
営に注意をしていただきたい。それか
ら給付契約というものに相籤の條件が
入らないために、結局貸出しが業者の
自由になる関係上、不当な貸付が起
りて参りまして、不健全な経営も起り得

る可能性もありますから、この点も十
分注意しなければならぬのではない
か。それから第八條の区域の問題は、
定款で定めてありますが、こういうよう
な場合には、おそろしく相互銀行
間において、摩擦が起る危険性があ
りますので、この点も監督官庁として
は、支店の設置をする場合には十分考
慮しなければ、摩擦の起ることは、第
八條の條文の上からでも想像されるの
でありますから、十分注意していただ
きたい。

それから預金者保護の規定でありま
すが、本来銀行と同様な内容を有する
ものでありますから、これは銀行法の
準用によりまして、監督も厳重であり
ましようが、なお一層預金者保護の規
定を強化しないと、この銀行の内容の
中心をなす給付契約の内容に拘束を受
けて、一般預金者が保護を受けない危
険があり得るので、この点も十分強化
していただきたい。

こういうふうな四、五点について、
飯田議長さんに、今後の金融行政上ど
ういうふうな方法で行けば、これを押
えて行かれるか、監督して行かれるか
を伺いたいと思ひます。

○飯田説明員 あるいは順序が不同に
なるかもしませんが、お答えいたし
ます。

第一番のお話の抽籤入札による順位
の決定ということが、法律上の要件に
なつておりません点でございます。現
在の無盡業法のもとにおきまして、
いわゆる抽籤入札を用います典型的な
無盡に對しまして、いわゆるみなす無
盡と申しますか、抽籤によることを要
件としない、会社の資金繰りによつ
て給付するという形態が、すでに発達

しておるのでございます。相互銀行法のあの給付の業務の規定と申しますのは、いわばその現段階の事実を、法的に明確にしたというふうに見えるべき実態を備えておるわけでございまして、無盡会社の業務がすでにそこまで転移をしておるということにならうかと思ひます。従ひまして相互銀行法という法律のもとにこれを運営いたします場合に於きまして、いわばその意味において従来の延長というふうに解釈するか、あるいは発展的な進歩と申しますか、そういうふうなことになるかと思ひます。急激に現在の実態がかわるものではないというふうに考えております。

それから店舗の問題でございまして、相互銀行が普通銀行と異なる銀行として存在意義を認められる以上、普通銀行並の金がかかる店舗を構えることは、むしろ必要はないんではないか。必要に応じて、その実力によりまして店舗の改善をはかることはよろしいかと思ひますが、不必要に店舗に資金を固定させることはむしろ避ける方がよくはないか。国民大衆に親しみのある金融機関とするのは、いたずらに店の構えだけによるものではないと存するわけでございまして、ただ金融機関としての最小限度の信用維持ということでは、やはり店舗と微妙な関係にございまして、ある程度の改善なり何なりは必要かと思ひますが、いたずらに一般銀行にならう必要はないのか。その意味におきまして、宮澤委員のお話にまつたく同感でありますし、そういう面において指導もいたして参りたいと思つております。

昭和二十六年五月十六日印刷

それから区域の点についてお話がございましたが、現在の無盡業法におきまして、無盡会社の営業区域は定款で定め認可を要することになっております。地方的な金融機関としての相互銀行という建前から、その仕組みはやはり引續けられるわけでございまして、大體そのきめ方につきましても、現在の無盡会社におけるきめ方と、同様の方針をとつて参りたいと存するのであります。いたずらな摩擦、店舗の配置というふうなことは、極力避けて参りたいと思つております。ただい意味の競争によりまして、二つの銀行の間に発展をはかるといふふうな効果が認められる場合には、むしろ認めた方がよいという場合もありましようと思ひますので、完全に業務の分界を区域によつてわけることはいかかと思ひます。であります。不当な摩擦を避けることに極力努めて参りたいと考へております。

なお預金者保護の点に万全を期して監督をしるというお話でございまして、これにつきましても私ども十分に注意しなければならぬと思ひます。特に相互銀行は特殊銀行的な機能を果た使命を帯びておるのでございまして、国民大衆の零細な資金の集積を預かるといふ意味合いになるのであります。その点についてはお話のように特に注意をいたしまして、万全を期して参りたいというふうに考へております。○西村(通)委員 この相互銀行法案につきましても、大休会前から小委員会を設けまして慎重に審議されました。またただいま各委員からも基本的な御意見が出ておまして、大體質疑も盡きておるようと思ひますので、質

昭和二十六年五月十七日発行

疑を打ち切り、なお討論を省略されまして採決をいたされるよう、動議を提出いたします。○奥村委員長代理 ただいまの西村君の動議のごとく決するに御異議ございませんか。○「異議なし」と呼ぶ者あり。○奥村委員長代理 御異議ないようです。それから、本案につきましても以上をもつて質疑を打ち切り、討論を省略して、これよりただちに採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔総員起立〕○奥村委員長代理 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。なお報告書の作成及び提出手続等につきましても、委員長に御一任願ひたいと存じます。○奥村委員長代理 次に請願及び陳情書審査小委員会設置に関する件を議題といたします。当委員会におきましては、ただいままでのところ百八十五件の請願が付託に相なつており、また五十二件の陳情書が送付になつておりますので、請願、陳情書の審査を進める意味において、請願及び陳情書審査小委員会を設置いたしたいと存じますが、この点御異議ございませんか。○「異議なし」と呼ぶ者あり。○奥村委員長代理 異議なしと認めます。それでは請願及び陳情書審査小委員会を設置することに決定いたしました。なお右小委員及び小委員長長の選任につきましても、委員長に御一任願ひたいと存じます。

衆議院事務局

印刷者 印刷局

本日はこれをもつて散会いたします。
午前十一時四十九分散会
〔参照〕
相互銀行法案(小山長規君外二十一名)提出に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕